

# 高齢者虐待防止法について

---

草加市 長寿支援課 相談支援係

# 【高齢者虐待防止法】

平成18年（2006年）4月1日施行

『高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』

⇒国、地方公共団体、国民、保健、福祉、医療関係者に高齢者虐待防止のための責務をあたえた。

▶高齢者虐待防止法では「高齢者」を65歳以上と定義。

対象外となる者

- 65歳以上の自立した夫婦間での暴力
- 認知症の高齢者から養護者である高齢配偶者に暴力を振るう
- 障がいをもつ子から自立した高齢者が受ける暴力等

⇒支援が必要であることに変わりはない。

# 【行政の役割】

## 国及び地方公共団体の責務（第3条）

1. 関係機関及び民間団体との連携強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備
2. 関係機関職員の研修等必要な措置
3. 通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等についての必要な広報その他の啓発活動

## 成年後見制度の利用促進（第28条）

高齢者虐待の防止及び財産上の不当取引の防止等のため、成年後見制度の利用促進

虐待は重大な人権侵害です。  
● 悪化の虐待の被害者にも被害者にもなる可能性があります。  
● 虐待を見つけた、虐待を受けている、虐待を助けてしまったなど、どうしていいかわからない場合は自分一人で抱え込まず、埼玉県虐待通報ダイヤルに電話してください。  
● 通報者や通報内容に関する秘密は守られます。  
● 空席に悪化し危険があるなど緊急の場合は、110番へ電話してください。

虐待を見つけたら、  
虐待を助けないでください。  
110番へ  
緊急の対応が必要な場合は、  
110番へ電話してください。

迷わず電話を  
埼玉県虐待通報ダイヤル  
#7171  
お話を聞いて、適切な対応におたすします。

虐待通報ダイヤル以外でも受け付けています。  
● 児童相談所  
● 警察  
● 高齢者虐待防止センター  
● 障害者虐待防止センター  
● 虐待防止センター

埼玉県 福祉部 福祉政策課 TEL 048-830-3391 FAX 048-830-4801  
埼玉県 福祉部 福祉政策課 TEL 048-830-3391 FAX 048-830-4801

虐待とは...  
暴行、脅迫、虐待は、被害者に対する身体的、精神的、性的、経済的、社会的な被害をもたらす行為を指します。

- ① 身体的虐待  
● 暴行、脅迫、虐待のサービスを受けるなど。  
● 暴力をふるう、人権を侵害する、虐待を受けるなど。
- ② 性的虐待  
● 性的行為、性的虐待を受けるなど。  
● 性的行為、性的虐待を受けるなど。
- ③ 経済的虐待  
● 経済的虐待、経済的虐待を受けるなど。  
● 経済的虐待、経済的虐待を受けるなど。
- ④ 心理的虐待  
● 心理的虐待、心理的虐待を受けるなど。  
● 心理的虐待、心理的虐待を受けるなど。

虐待のサインを見逃さない  
虐待のサインを見逃さない  
虐待のサインを見逃さない

虐待のサインを見逃さない  
虐待のサインを見逃さない  
虐待のサインを見逃さない

埼玉県虐待通報ダイヤル #7171

## 養護者による高齢者虐待

## 養介護施設従事者等による高齢者虐待

### 【市町村の責務】

相談・通報受理・居室確保・養護者支援

### 【都道府県の責務】

市町村の施策への援助等

### 【市町村の責務】

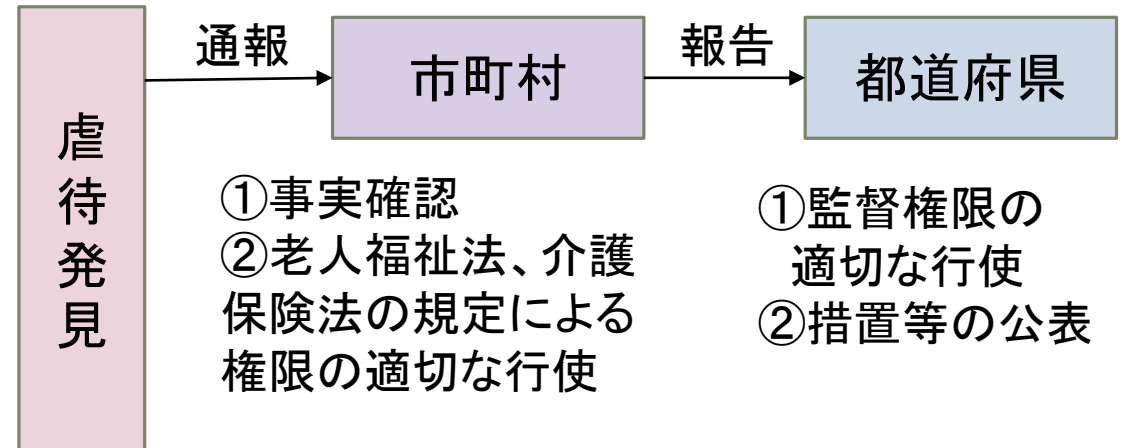
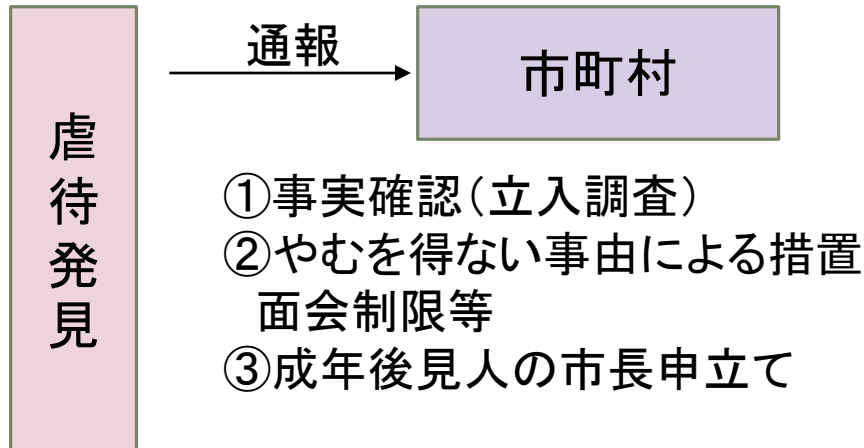
相談・通報受理・老人福祉法、介護保険法に基づく、適切な権限の行使

### 【都道府県の責務】

老人福祉法・介護保険法に基づく、適切な権限の行使、措置等の公表

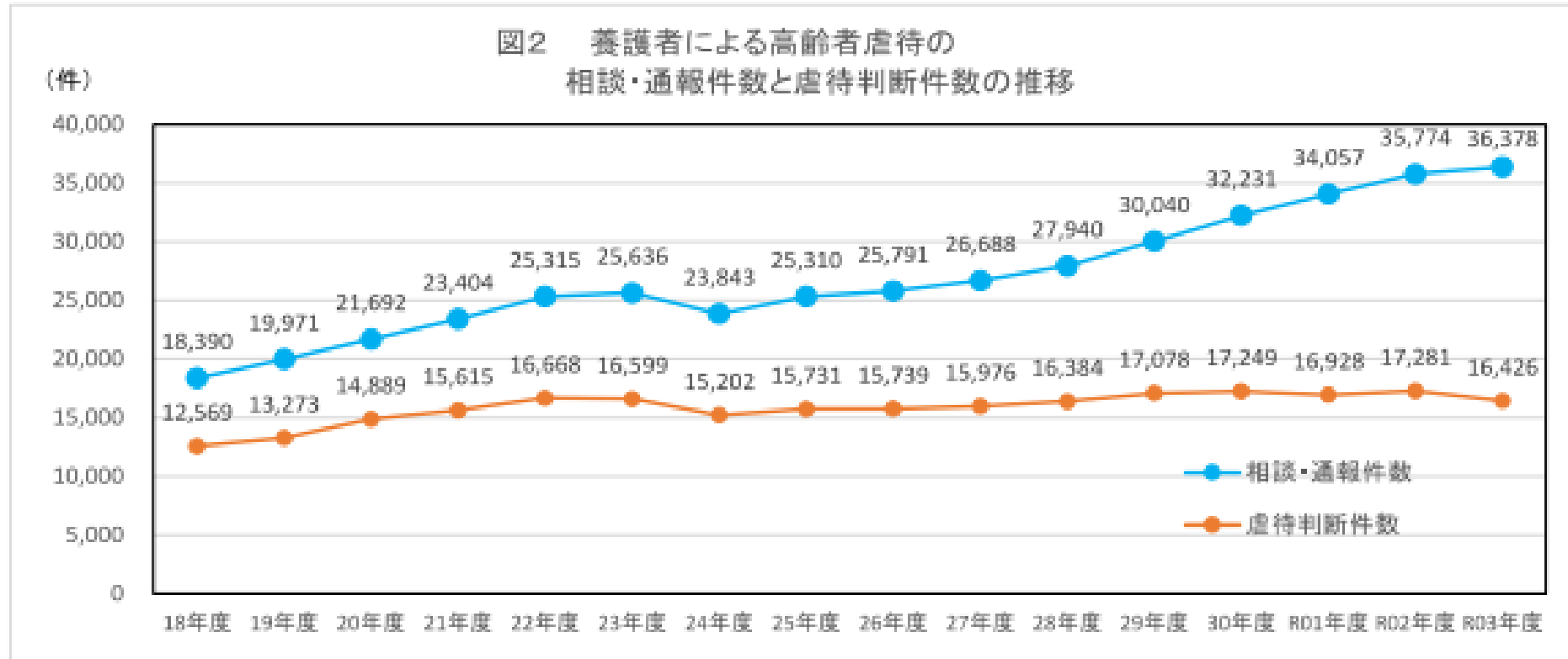
### 【設置者等の責任】

当該施設等における高齢者に対する虐待防止等のための措置を実施



# 【高齢者虐待防止法による定義 ①養護者による高齢者虐待】

- ▶ 養護者による高齢者虐待  
「高齢者を現に擁護する者であって、養介護施設従事者以外のもの」が擁護する高齢者に対して行う行為を指す。
- ▶ 包括・ケアマネ・警察などから通報、相談がある。



## 【深刻度の区分】

深刻度区分	説明
1(軽度)	医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態
2(中度)	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている。
3(重度)	権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。
4(最重度)	権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。

- 生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される状態
- 本人や家族の人格や精神状態に歪みを生じさせている、もしくはその恐れがある
- 虐待が恒常化しており、改善の見込みがない
- 高齢者が保護を求めている

⇒関係機関と情報共有した上で、状況確認、分離の必要性の判断をしていく。

## 【虐待の分類 ①養護者による高齢者虐待類型】

身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。

(例：平手打ちをする、蹴る、火傷、物を壊す、投げつける、移動させるときに無理に引きずる、鍵をかけて閉じ込める、長時間家の中に入れない、ベッドに縛り付ける・薬を過剰に服用させて動きを抑制するなど意図的・継続的に外部との接触を遮断する 等)

心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(例：排泄の失敗・食べこぼし等老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑、恥をかかせる、怒鳴る、家族や友人等の団らんからの排除 等)

介護・世話の放棄・放任 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

(例：入浴しておらず異臭がする、衣類・寝具が汚れている、十分な食事・水分を与えない、病気の放置、他者からの暴言・暴行を放置する、他家族等が高齢者に対して行う暴力行為の放置、無理にお金を奪っているのを放置する 等)

経済的虐待

養護者または高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(例：日常的に金銭を渡さない、年金や預貯金の無断使用、入院や受診・介護サービスなど必要な費用を支払わない、本人に必要な費用よりも他家族を優先する 等)

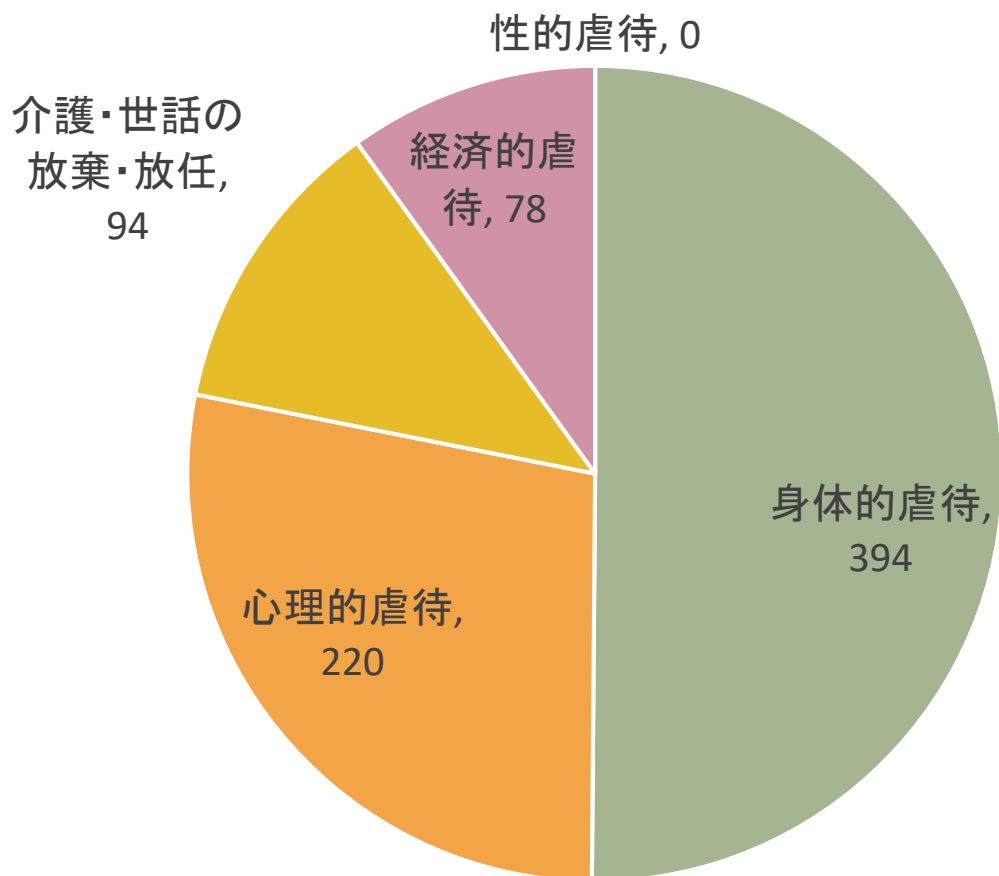
性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすることまたはさせること。

(例：人前で排泄行為をさせる、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する 等)



## 家族等の養護者による高齢者虐待への 対応状況等について



県内市町村で受け付けた養護者（家族等）による  
高齢者虐待に関する相談、通報：**1798件**  
虐待認定件数：**541件**（虐待分類重複あり）

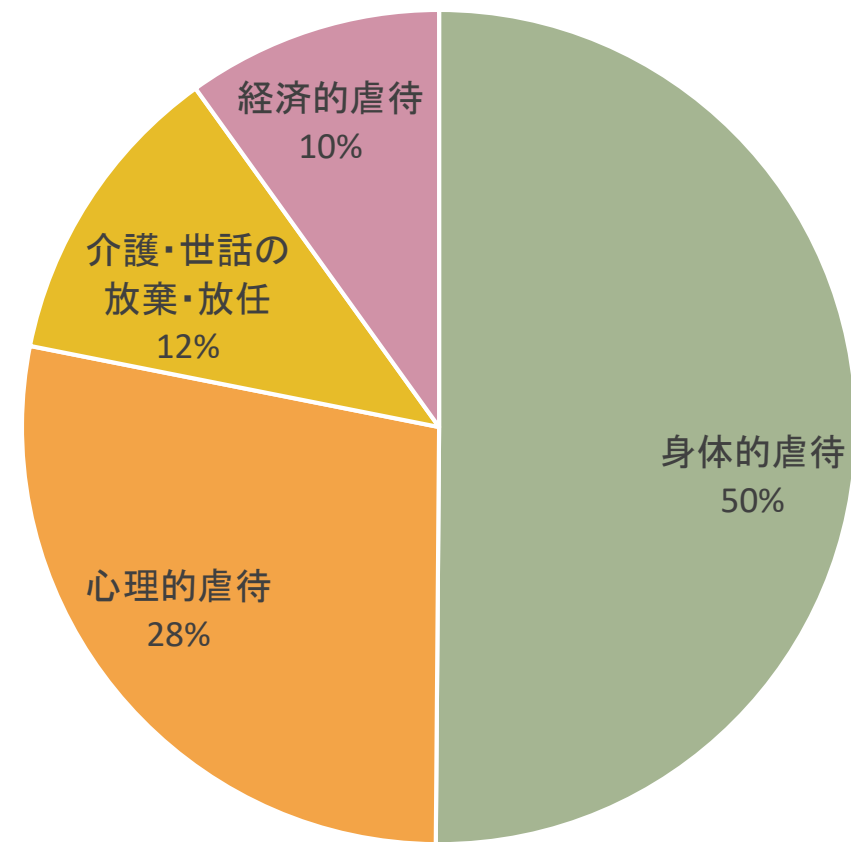
相談・通報者  
警察：42.4%  
介護支援専門員・介護保険事業所職員**18.3%**

虐待を受けた高齢者：76.5%が女性  
虐待者：息子41.2%、夫23.0%、娘17.0%  
⇒被虐待者を一時的に施設に入所させたり、  
養護者に介護保険サービスの利用を促すなどの  
助言・指導の実施

# 埼玉県内養護者による虐待の通報・相談における 事実確認の結果の推移



虐待種別（重複回答あり）



# 【虐待のリスク要因例】

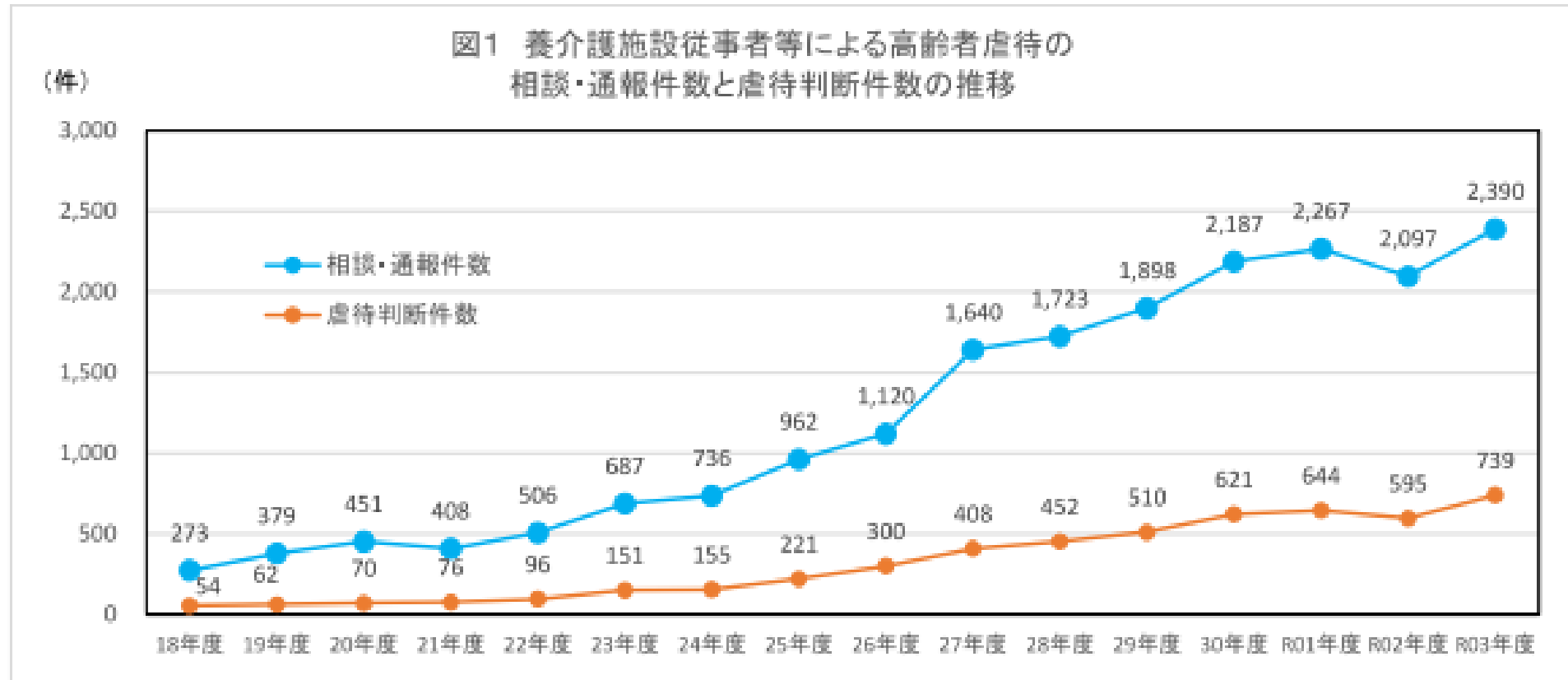
	被虐待者側の要因	虐待者側の要因	家族関係・環境的要因
生物的要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加齢や怪我によるADLの低下</li> <li>・疾病、障害がある</li> <li>・要介護状態</li> <li>・認知症の発症、悪化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護負担による心身、経済的なストレス</li> <li>・養護者自身の疾病、障害</li> <li>・依存症</li> </ul>	
心理的要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無気力状態</li> <li>・判断力の低下</li> <li>・金銭の管理能力の低下</li> <li>・養護者との依存関係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無気力状態</li> <li>・性格的な偏り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親族関係の悪さ、孤立</li> <li>・家族の力関係の変化(主要人物の死亡など)</li> <li>・介護の押し付け</li> </ul>
社会的要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言語コミュニケーション機能の低下</li> <li>・これまでの虐待者との関係</li> <li>・公的付与や手当等の手続きができていない</li> <li>・介護保険料等の滞納による、給付制限状態</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家事、介護に慣れていない</li> <li>・金銭の管理能力がない、借金、浪費癖がある</li> <li>・介護保険料等の滞納による、給付制限状態</li> <li>・相談者がいない、親族関係からの孤立</li> <li>・高齢、障害に対する無理解</li> <li>・介護サービスについて知らない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力の世代間、家族間連鎖</li> <li>・家屋の老朽化、不衛生</li> <li>・近隣、社会との関係の悪さ、孤立</li> <li>・地域特有の風習</li> <li>・認知症、疾病、障害に対する偏見</li> </ul>

# 【高齢者虐待防止法による定義 ②養介護施設従業者による虐待】

## ▶養介護施設従業者による虐待

「養介護施設または養介護事業の業務に従事する者」

老人福祉法、介護保険法に基づき設置されている、入所・通所・訪問すべての介護サービス事業所の従業者が、高齢者に対して行う行為を指す。居宅や包括、介護予防サービスも含まれる



## 【虐待の分類

## ②養介護施設従業者による高齢者虐待類型】

### 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。  
「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束、抑制。

(例：殴る、蹴る、ぶつかって転ばせる、熱いシャワーをかけて火傷をさせる、介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける、医学的診断や介護サービス計画等に位置付けられていない身体的苦痛や病状悪化を招く行為の強要 等)

### 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(例：「ここ（施設・居室）に居られなくするぞ」「追い出すぞ」等と脅す、大切にしているものを乱暴に扱う、排泄介助時「汚い」「臭い」など言う、外部との連絡を遮断する、面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない、異性の利用者と一緒に着替えさせる、 等)

介護・世話の放棄・放任 **高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。**

(例：髪、ひげ、爪が伸び放題、おむつが汚れている状態を日常的に放置する、処方通りの服薬をさせない、ナースコールを手の届かない場所におく、他利用者に暴力を振るう高齢者に対し、何ら予防的手立てをしない、虐待の通報義務、虐待防止措置義務を怠る等)

経済的虐待

**高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。**

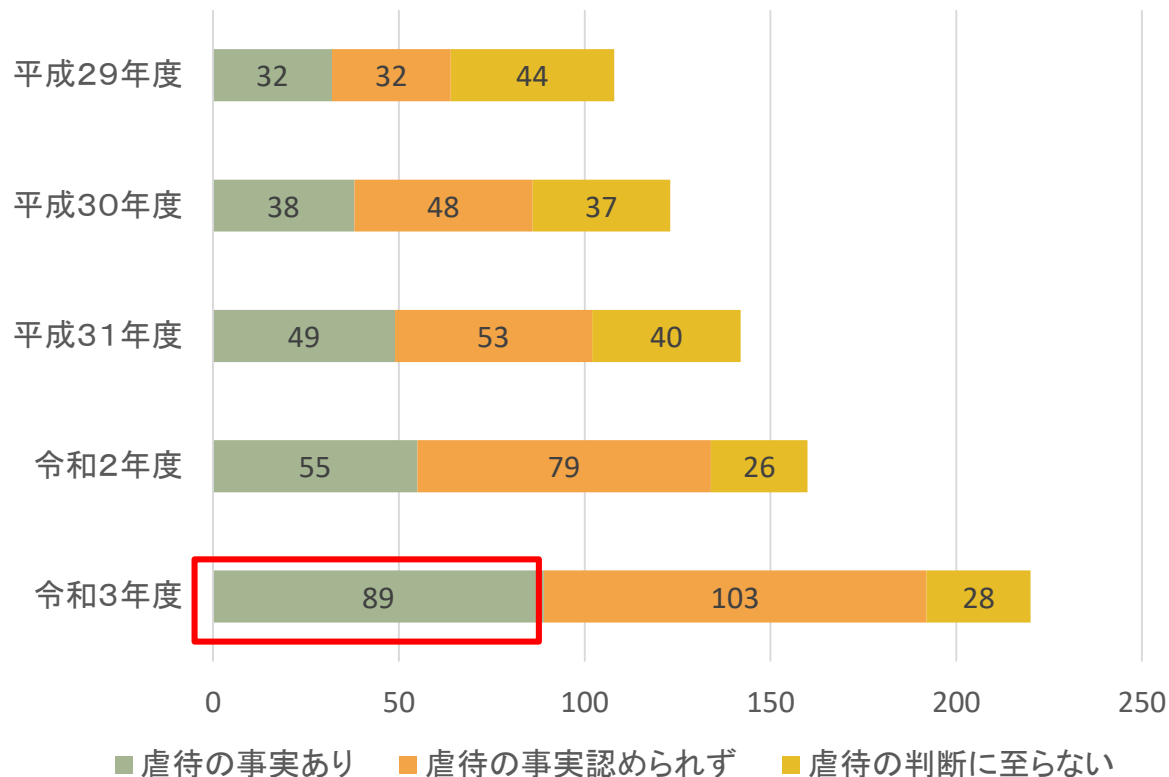
(例：事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する、金銭、財産の着服・窃盗、日常にお金を不当に制限する)

性的虐待

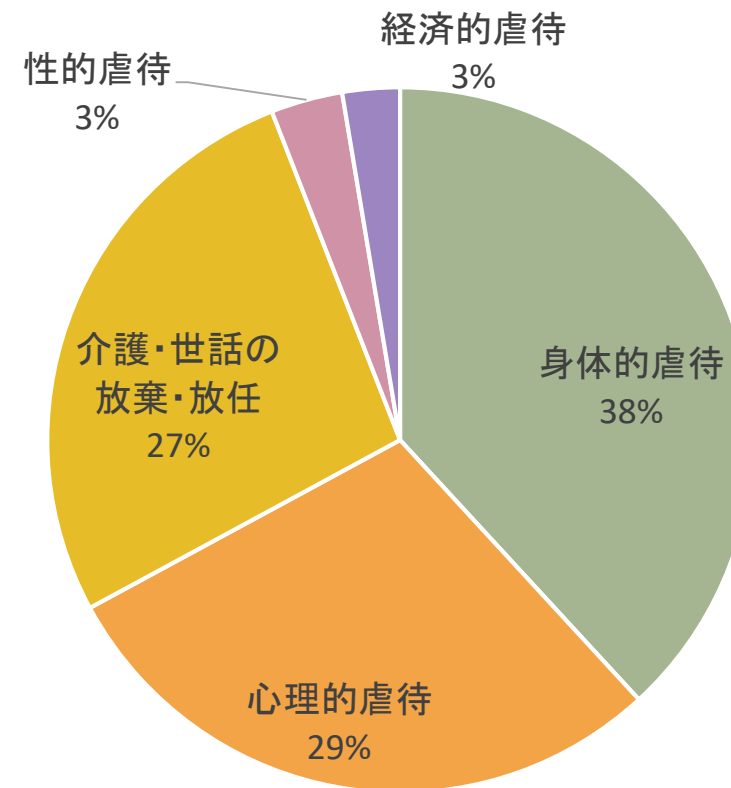
**高齢者にわいせつな行為をすることまたはさせること。**

(例：性的行為の強要、人前で排泄をさせたり、おむつ交換したりする、またその場面を見せないための配慮をしない、性的な話を強要する、)

## 埼玉県内における養介護施設等による 高齢者虐待の対応状況

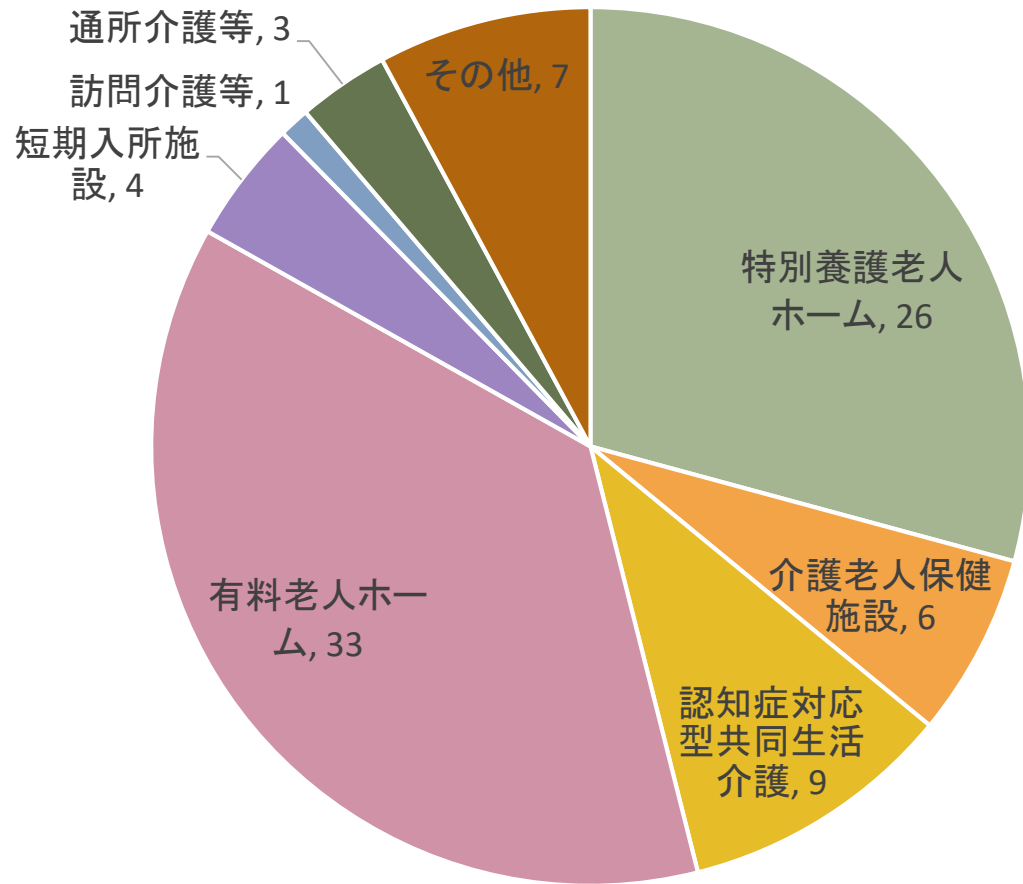


## 令和3年度埼玉県内の養介護施設従業者等による 高齢者虐待の虐待種別について

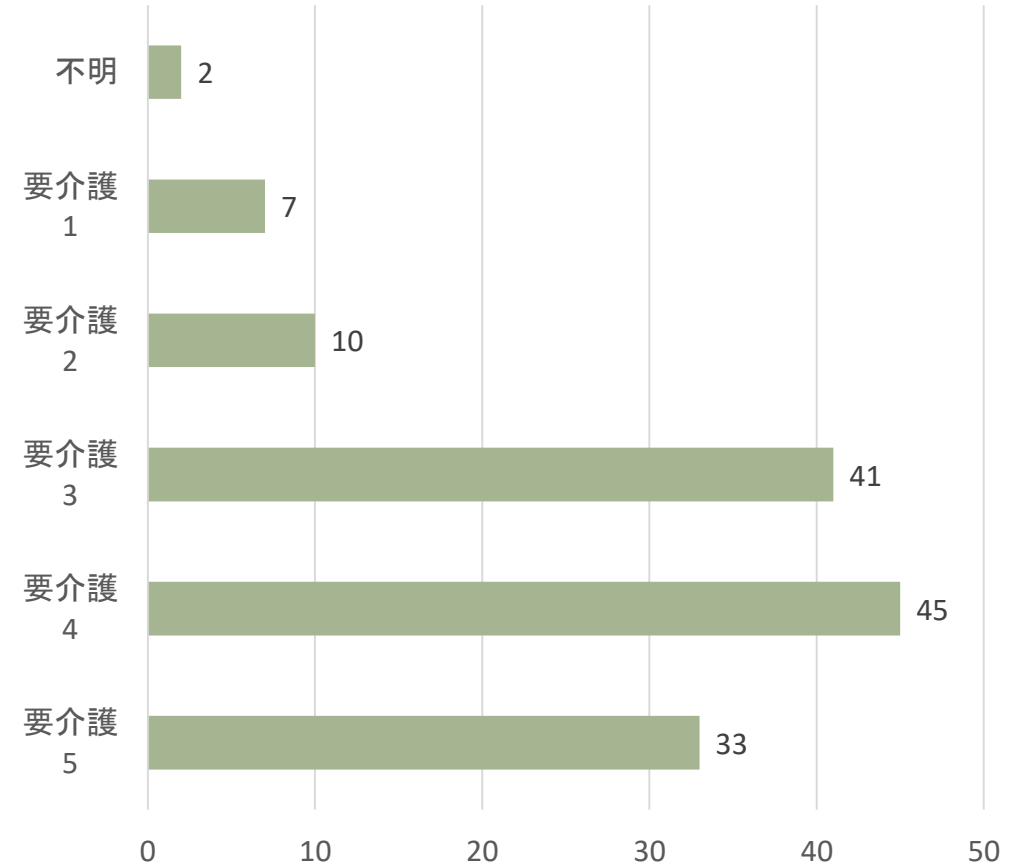


通報者は、当該施設従業者、家族・親族、当該事業者元従業者の順に多く、通報件数も増加傾向にある。市町村担当窓口、または埼玉県虐待通報ダイヤル（#7171）を通じて相談、通報を受理している。市町村では施設等に対し、指導、改善計画の提出など再発防止の徹底を図っている。

## 令和3年度虐待認定を受けた 埼玉県内養介護施設・事業所種別

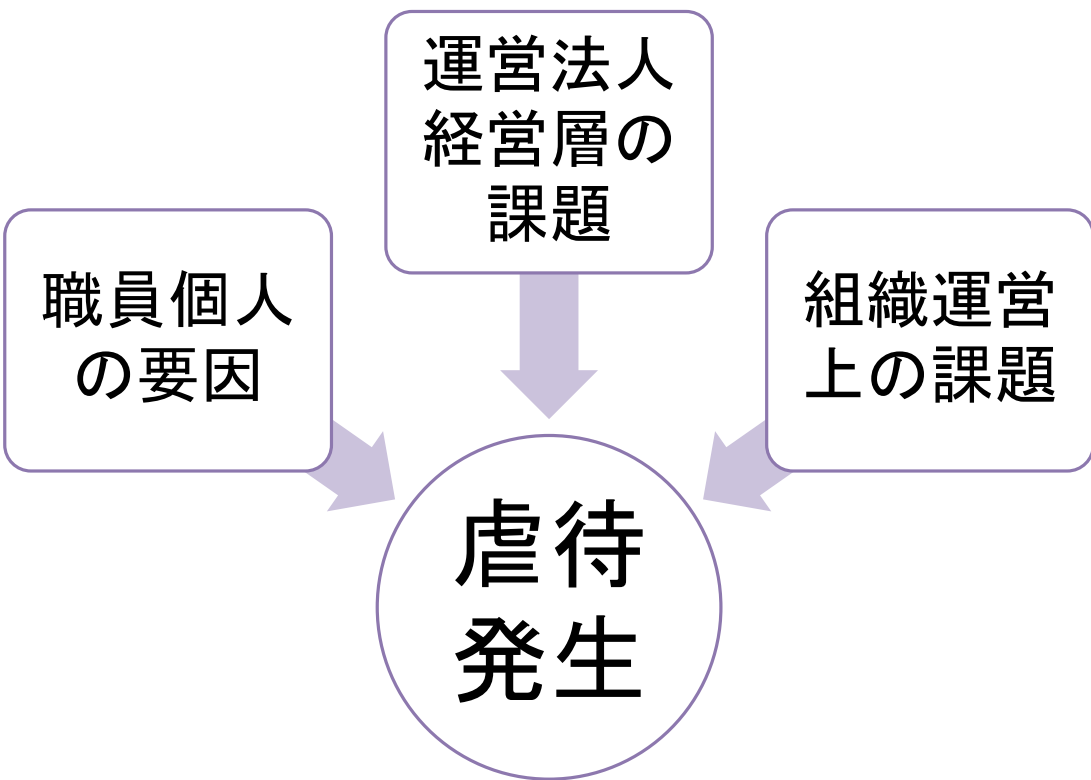


## 令和3年度虐待を受けた高齢者の 要介護状態区分





## 【虐待の発生要因】



### ○運営法人・経営層の課題(上位項目)

- ・経営層の現場の実態理解不足
- ・経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足
- ・業務環境変化への対応取り組みが不十分 等

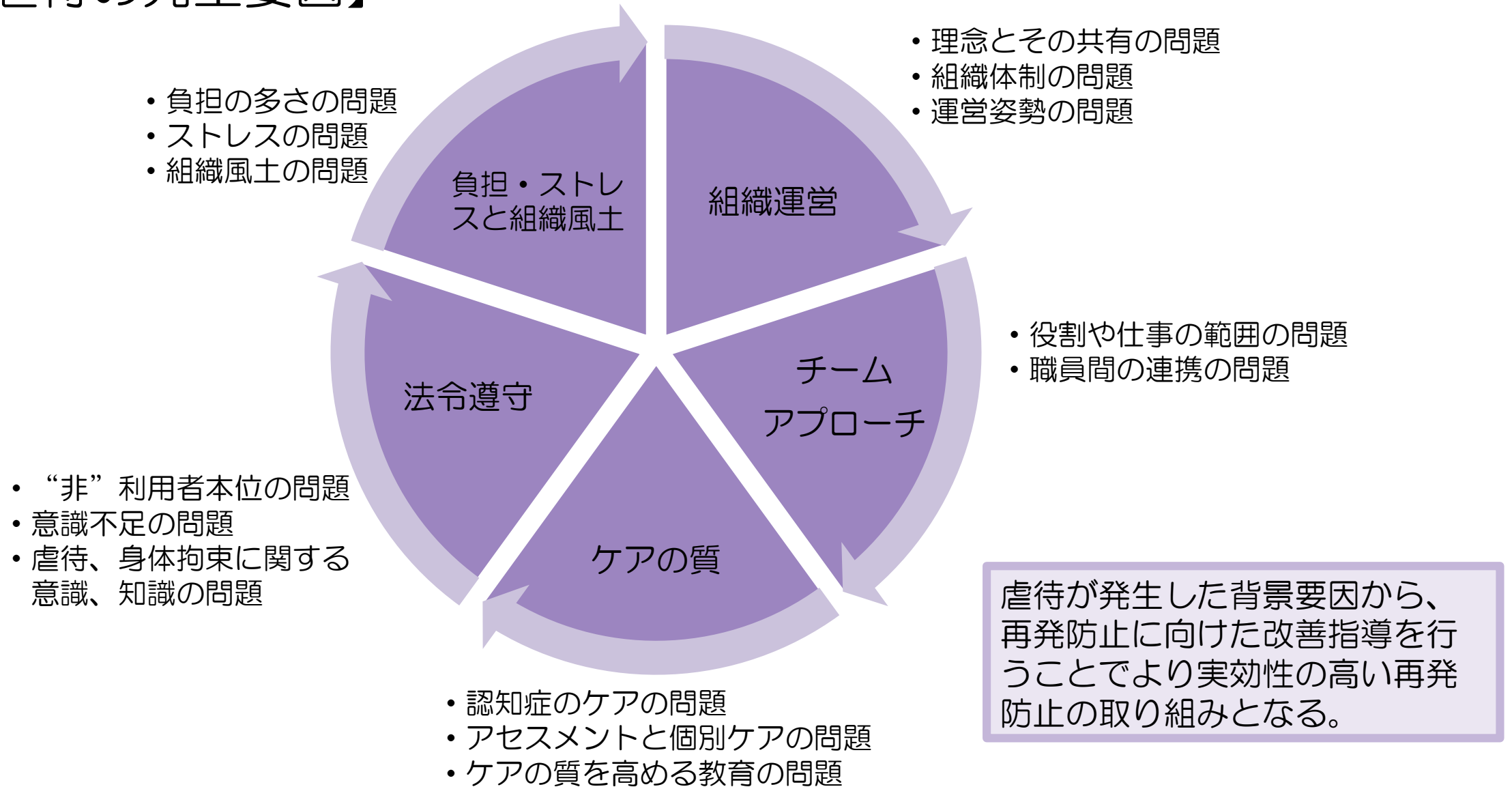
### ○組織運営上の課題(上位項目)

- ・職員の指導管理体制が不十分
- ・虐待防止や身体拘束廃止に向けた取り組みが不十分
- ・チームケア体制、連携体制が不十分
- ・職員研修の機会や体制が不十分
- ・職員が相談できる環境が不十分 等

### ○虐待を行った職員の課題(上位項目)

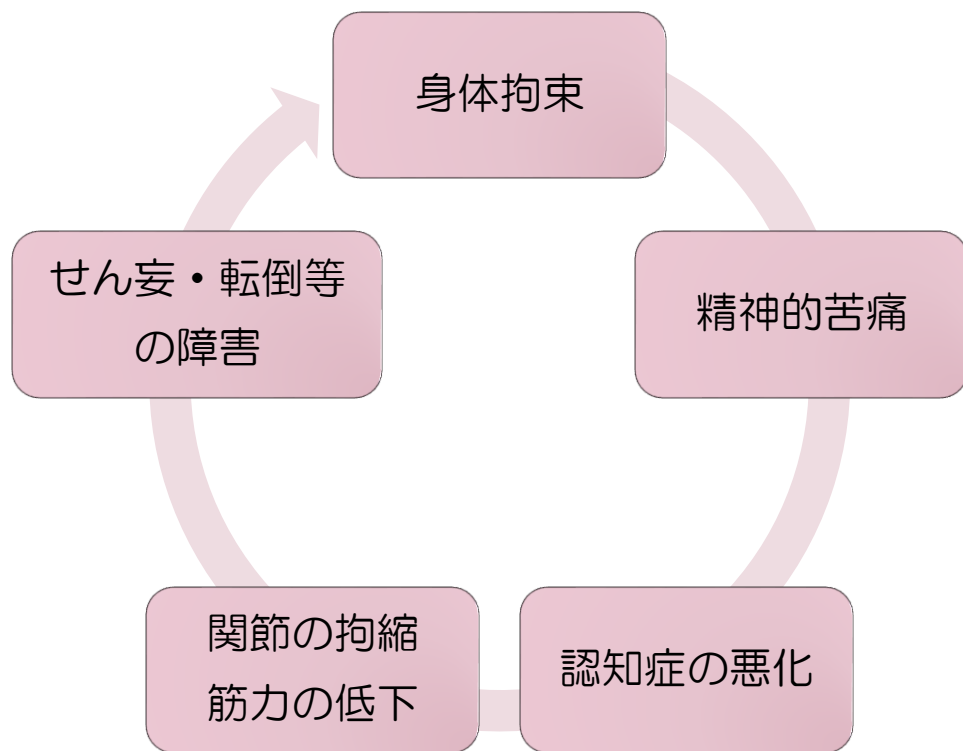
- ・職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識不足
- ・職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足
- ・職員のストレス・感情コントロール
- ・職員の倫理観・理念の欠如 等

# 【虐待の発生要因】



## 【身体的拘束等に対する考え方】

平成12年の介護保険制度の施行時から、介護保険施設等において、高齢者をベッドや車いすに縛り付ける等の身体的拘束は、「**生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き**」行ってはならないとされ、**原則禁止**されている。認知症等で体力の弱まっている高齢者を拘束することで、不安や怒り等の精神的苦痛、関節の拘縮、筋力低下等の身体機能の低下により、さらなる認知症の悪化やリスク軽減が必要となり、**「一時的」な拘束から「常時」の拘束となりかねない。**



「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件  
(すべて満たすことが必要)

切迫性	利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
非代替性	身体拘束以外に代替する介護方法がない
一時性	身体拘束は一時的なものである

## 身体拘束の具体例：高齢者本人の行動の自由を制限しているかどうか

- 徘徊や転落をしないように、車椅子やベッド等に体幹や四肢を紐等で縛る
- 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚等を掻きむしらないように四肢を紐等で縛る、ミトン型の手袋等をつける
- 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子をテーブルをつける。
- 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- 他人への迷惑行為防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

• 本人や家族に対する説明・理解・同意書、家族の希望によって身体拘束ができるということでもない。「緊急やむを得ない場合」であることの客観的な判断が必要であり、慎重かつ十分な手続きのもと行う必要がある。

①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催と職員への周知の徹底

②身体的拘束等の適正化のための指針の整備

③職員に対する研修の定期的な実施

運営基準に基づき、身体拘束を実施していなくても、上記の措置を講じることが義務付けられている

## 【参考文献、参考資料】

- 厚生労働省 老健局（2023）.市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について.
- 厚生労働省 老健局（2018）.市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について.
- 埼玉県庁地域包括ケア課. “令和3年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果”.埼玉県庁<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/19810/kuni.pdf>.  
（参照2023-12-08）
- 埼玉県地域包括ケア課. “令和3年度における県内市町村の高齢者虐待への対応状況について”  
埼玉県.2022/12/23. <https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/19810/ken.pdf>.（参照2023-12-8）